

## 再雇用基本給6割以下 の格差は違法!!!

■ 10月15日に、日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差を訴えた判決が最高裁で出ました。内容は契約社員にも正社員と同様に各種手当・休暇を認める「格差違法」判決でした!!

JR東海に於いても、専任社員になると調整手当・扶養手当などが付かなくなります。同一価値労働、同一賃金の原則からも違法状態と言えます。

そして、10月28日には愛知県の自動車学校を60歳で正社員を定年退職し嘱託社員として勤務していた人が、「基本給が退職時の半額以下になった」として訴えていた判決が出ました。名古屋地裁は、「基本給が定年退職時の60%を下回るの是不合理で違法」として約625万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。手当に続き基本給まで踏み込んだ画期的な判決です。基本給が半額以下になった原告に「労働者の生活保護の観点からも看過しがたい水準と断罪しています。

■JR東海会社に於いても明らかに専任社員の労働条件は違法状態であり、直ちに是正すべきです!!

専任社員の労働条件改善の為に、組合の垣根を越えて共に声をあげていきましょう!!

## 再雇用基本給6割以下 の格差は違法!!!

■ 10月15日に、日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差を訴えた判決が最高裁で出ました。内容は契約社員にも正社員と同様に各種手当・休暇を認める「格差違法」判決でした!!

JR東海に於いても、専任社員になると調整手当・扶養手当などが付かなくなります。同一価値労働、同一賃金の原則からも違法状態と言えます。

そして、10月28日には愛知県の自動車学校を60歳で正社員を定年退職し嘱託社員として勤務していた人が、「基本給が退職時の半額以下になった」として訴えていた判決が出ました。名古屋地裁は、「基本給が定年退職時の60%を下回るの是不合理で違法」として約625万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。手当に続き基本給まで踏み込んだ画期的な判決です。基本給が半額以下になった原告に「労働者の生活保護の観点からも看過しがたい水準と断罪しています。

■JR東海会社に於いても明らかに専任社員の労働条件は違法状態であり、直ちに是正すべきです!!

専任社員の労働条件改善の為に、組合の垣根を越えて共に声をあげていきましょう!!

## 再雇用基本給6割以下 の格差は違法!!!

■ 10月15日に、日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差を訴えた判決が最高裁で出ました。内容は契約社員にも正社員と同様に各種手当・休暇を認める「格差違法」判決でした!!

JR東海に於いても、専任社員になると調整手当・扶養手当などが付かなくなります。同一価値労働、同一賃金の原則からも違法状態と言えます。

そして、10月28日には愛知県の自動車学校を60歳で正社員を定年退職し嘱託社員として勤務していた人が、「基本給が退職時の半額以下になった」として訴えていた判決が出ました。名古屋地裁は、「基本給が定年退職時の60%を下回るの是不合理で違法」として約625万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。手当に続き基本給まで踏み込んだ画期的な判決です。基本給が半額以下になった原告に「労働者の生活保護の観点からも看過しがたい水準と断罪しています。

■JR東海会社に於いても明らかに専任社員の労働条件は違法状態であり、直ちに是正すべきです!!

専任社員の労働条件改善の為に、組合の垣根を越えて共に声をあげていきましょう!!

## 再雇用基本給6割以下 の格差は違法!!!

■ 10月15日に、日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差を訴えた判決が最高裁で出ました。内容は契約社員にも正社員と同様に各種手当・休暇を認める「格差違法」判決でした!!

JR東海に於いても、専任社員になると調整手当・扶養手当などが付かなくなります。同一価値労働、同一賃金の原則からも違法状態と言えます。

そして、10月28日には愛知県の自動車学校を60歳で正社員を定年退職し嘱託社員として勤務していた人が、「基本給が退職時の半額以下になった」として訴えていた判決が出ました。名古屋地裁は、「基本給が定年退職時の60%を下回るの是不合理で違法」として約625万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。手当に続き基本給まで踏み込んだ画期的な判決です。基本給が半額以下になった原告に「労働者の生活保護の観点からも看過しがたい水準と断罪しています。

■JR東海会社に於いても明らかに専任社員の労働条件は違法状態であり、直ちに是正すべきです!!

専任社員の労働条件改善の為に、組合の垣根を越えて共に声をあげていきましょう!!

## 再雇用基本給6割以下 の格差は違法!!

■ 10月15日に、日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差を訴えた判決が最高裁で出ました。内容は契約社員にも正社員と同様に各種手当・休暇を認める「格差違法」判決でした!!

JR東海に於いても、専任社員になると調整手当・扶養手当などが付かなくなります。同一価値労働、同一賃金の原則からも違法状態と言えます。

そして、10月28日には愛知県の自動車学校を60歳で正社員を定年退職し嘱託社員として勤務していた人が、「基本給が退職時の半額以下になった」として訴えていた判決が出ました。名古屋地裁は、「基本給が定年退職時の60%を下回るの是不合理で違法」として約625万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。手当に続き基本給まで踏み込んだ画期的な判決です。基本給が半額以下になった原告に「労働者の生活保護の観点からも看過しがたい水準と断罪しています。

■JR東海会社に於いても明らかに専任社員の労働条件は違法状態であり、直ちに是正すべきです!!

専任社員の労働条件改善の為に、組合の垣根を越えて共に声をあげていきましょう!!